

# 「少額交際費」を使って賢く接待 レジ任せの消費税管理には盲点が!?

(株)経営サポートステーション代表取締役 税理士・行政書士 井上一生

コラムNo.1

## 交際費の5000円基準は、こう処理する

### 少額交際費は損金

今回の税法改正で交際費の5000円基準が明確に出されました。改正後はどのように会計処理するのか？

研修を纯粹に行なうための集まりの費用「図書研究費」

研修後、社外で懇親会を行なった費用 1人5000円以下なら「少額交際費」、1人5000円超なら「交際費」として処理します。

「少額交際費」という勘定科目のない企業は、新たに勘定科目をお作りすることをおすすめします。面倒なのですが、法人税の申告書に少額交際費の合計金額を記入する欄が新設され、実務的にはこのような会計処理が求められます。

平成18年度税制改正では、法人に対する交際費課税が緩和され、資本金1億円以下の中小企業に認められている「交際費400万円までの部分について90%損金算入」とする特例が2年延長されました。

その上、10%損金不算入となる交際費の範囲から「1人当たり1回5000円以下の一定の飲食費」を「少額交際費」として除外。これについては損金として認められます（平成18年4月1日以後に開始する事業年度より適用。法人の決算月により適用開始の時期は異なる）

「少額交際費」の損金は、飲食等による接待の目的とする相手が社外の者であり、飲食費等の費用が1人当たり5000円以下であることが適用要件

で、そのことを証明する資料を作成保存する必要があります。

また、法人の申告書に内訳を書く必要があり、試算表上でも一般の交際費と区分する必要があります。つまり、1人当たり5000円以下の交際費は、例えば「少額交際費」の勘定科目を作成し、別だて管理することが必要となります。

### 少額交際費のルール

また、5000円以下と超について以下の厳密なルールがあります。税務調査で不快な思いをしないためにご参考にしてください。

(接待相手先の名前は全員必要か)

Q 5000円以下飲食費を交際費と

図1)少額交際費の記入例

商事  
2名 様・様  
(当社1名xx)の場合

領収書 No. 98785

株式会社 様 平成18年4月25日

金額 ￥13,650.-

但し、飲食代として  
上記代金正に領収致しました。

商事 様・様  
当社 xx  
計3名 1名当り ￥4,550

居酒屋シャニム屋  
東京都 区  
TEL.

されないためには接待の相手先の個人名の記録が必要とありますが、会社名だけではいけないのでしょうか。

A この制度は、本来は交際費等として損金不算入（税務上経費と認めない）となるもののうち、社外の関係者を接待する飲食費で1人当たり5000円以下のものに限って損金算入を認めるというものです。従って、「どこ」の「誰」に対する接待であるかを正しく記録することが求められます。1人当たりの金額が判定要件となっていますので、原則として相手全員の名前を記録する必要がありますといえます。

(参加人数水増しは重加算税対象)

Q 5000円以下飲食費の損金算入（会議費等で処理し交際費課税から逃れる）を受けるため、人数を多く記録したりすれば、重加算税の対象となると聞きましたが。

A この制度の金額の計算方法と、1人当たり5000円という基準の金額は、租税特別措置法の施行令条文として規定されているものです。従って、この金額を判定するための人数を偽れば取引の仮装になります。また、この場合、書類の記載事項の飲食等に参加した者の数についての虚偽記載になりますので、重加算税の対象になるといえます。

(出展：Q&Aは週刊税務通信 平成18年5月22日号のコラム参照)

少額交際費の処理で問題となりそうなのは、例えば参加費1万円で研修と懇親会がある時。研修費5000円（図書研究費）、懇親会5000円（少額交際費）の領収書を2枚もらえれば「この運営者は気が利いてるな」と思えます。

しかし、領収書が1枚の時が問題。厳密に処理するなら、一例として研修と懇親会を開催時間案分し、研修時間部分を研修費として、懇親会部分は、交際費または、少額交際費で案分処理するという合理的な処理が求められます。

コラムNo.2

## レジスターによる消費税計算の誤差

スーパーマーケットを経営する新規顧客の経理全般のチェックをしました。その際、売り上げをレジで集計する過程で消費税についての大変興味深い注意点を発見しました。

図2の売り上げ日計レポートを見てください。このレポートには 預かり内税額が出ています。これは、このレジにおける1日のお客様一人ひとりから預かった消費税を集計した額。税込売上高のうち個々に預かった消費税がいくらだったかという金額の積み上げです。ですから の金額が、お客様からお預かりした消費税の実際の金額です。この事例では金額は1万4165円。ここは問題ありません。

問題は、一番下のところ。ここに 内税額1万4260円という金額があります。これは本来 と同じ金額のはずですが、 の合計金額と比べて95円金額が大きくなっています。は実際にお預かりした消費税額の合計ではなく、単純に税込売上高合

計額に105分の5をかけたものだからです（ は対税込売上高比率で4.7%）

ということは の計算でお客様からは、実際に1万4165円しかお預かりしていないのに、このレポートでは1万4260円お預かりしたことになってしまう。

どういことがおこるかという、計算の大元の税込売上高は同額ですから、お預かりした消費税額が、この場合だと95円余計に計上される。一方で今までの税抜き売上高は95円少なく計上されることになる。このレジが3台あるとすると、1日約300円、30日で約9000円、年間だと約11万円も多く、消費税を納付することになります。こうした誤差はスーパーやコンビニエンス等、少額商品を多数のお客様に販売する小売り業の場合、必ずといっていいほどおこっています。

ただし、税法もこれには対応して

いて、税込売上高×(5/105)で計算した消費税額と、実際にお客様から預かった消費税額を比べて、有利な方で申告していいことになっています。レジをお使いになっている方は、一度注意してごらんになるといいでしょう。

図2)レジ日計レポート

*****売上精算*****	
<レジ日計レポート>	
税込合計	299,466
総売上	285,909
.....	
預り内税額	14,165
.....	
税額合計	13,557
内税対象額	299,466
内税額	14,260
課税対象額	285,301